

関係法令チェックシート

| 場所: | | 規 模: | | 事業者 | | |
|---------|----------------------------|---|--|----------------------------|--|-----|
| 新城市 | | kW | | | | |
| 法 規 制 等 | | 主 な 規 制 の 概 要 | | 問合せ先 | チェック | 確認日 |
| 1 | 国土利用計画法 | 規制区域内の土地で所有権、地上権、賃借権の移転又は設置の契約をする場合、許可の内容を変更する場合は、市を経由して知事に許認可申請が必要(新城市都市計画課 電話:0536-23-7640)。 市街化区域では2,000㎡以上、市街化調整区域では5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域にあっては10,000㎡以上の土地取引を行った場合は、契約の日から2週間以内に土地売買等届出書の提出が必要。 ※届出対象面積は、1契約あたりの面積で判断せず、土地を買い集める場合は、個々の面積が届け出対象に満たなくても、取得する土地の合計が、届出対象面積以上であれば該当する場合があります。 | | 都市計画課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 2 | 新城市土地開発行為に関する指導要綱 | 開発面積が実測1,000㎡以上~10,000㎡未満の開発行為を実施する場合は、市に土地開発行為協議申出書の提出が必要(新城市都市計画課 電話:0536-23-7640)。 ※個別の土地面積が届出面積以下で、開発時期も同時でない場合であっても、計画としての「一団性」があるならば、全体を一個の計画として判断し該当する場合があります。 | | 都市計画課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 3 | 愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準 | 開発面積が実測1ヘクタール以上の土地開発行為を行おうとする場合は、事前に土地開発行為協議申出書を市町村を経由して県に提出が必要(新城市都市計画課 電話:0536-23-7640) 愛知県の担当課は、愛知県東三河総局企画調整部企画調整課(住所:〒440-0806 愛知県豊橋市八町通5丁目4 電話:0532-35-6110)になります。 | | 都市計画課 (県東三河総局 企画調整課) | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 4 | 農地法 | 農地等に建設する場合は、知事の許可が必要(※市街化区域内の場合は届出)。 農地かどうか、農地区分(1種、2種等)の確認をすること。その後、事業計画が固まったら来庁等し、転用申請手続きを行うこと。 | | 農 業 課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 5 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域内に建設する場合は、市を経由して知事の同意が必要。 「農地法」と併せて確認をすること。 | | | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 6 | 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱、同交付金実施要領 | 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した該当施設について、施設を変更、撤去する場合協議が必要。事業の位置図を準備いただき、窓口で該当するか確認すること。 | | 農 業 課 鳥獣害対策係 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 7 | 森林法 | 地域森林計画の対象となる民有林内(保安林を除く)の開発に係る面積が1haを超える場合は県知事による林地開発許可が必要。 保安林内に発電施設を設置する場合は、保安林解除が必要(用地事情等の解除要件を満たす必要があります。)転用以外の場合においても、保安林の立木の伐採を行う場合は、県知事の許可が必要。 森林所有者等は、地域森林計画の対象となる民有林内の立木を伐採するには、伐採の30~90日前までに市長に「伐採及び伐採後の届出書」の提出が必要。 詳しくは事前に市の森林課にご相談ください。 | | 森 林 課 (県林務課) | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |

| 法規制等 | | 主な規制の概要 | 問合せ先 | チェック | 確認日 |
|------|--|---|------------------------------------|--|-----|
| 8 | 自然公園法 | 対象地域に応じた規制により、環境大臣または知事に許認可の申請が必要。環境政策課までお問い合わせください。また、照会には当該箇所の位置図が必要。 | 環境政策課 (県新城設楽 振興事務所 環境保全課) | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 9 | 愛知県立自然公園条例 | 県立自然公園内では、対象地域に応じた規制により、知事に許認可の申請が必要。環境政策課までお問い合わせください。また、照会には当該箇所の位置図が必要。 | | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 10 | 騒音規制法 | 使用機材により特定建設作業の届出が工事開始日の7日前までに必要（提出日と工事開始日を含めず、間に7日間が必要）。 事業予定地について届出が必要となる地域に該当するか環境政策課で相談すること。 | 環境政策課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 11 | 振動規制法 | | | | |
| 12 | 県民の生活環境の保全等に関する条例 | | | | |
| 13 | 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 | 自然環境保全地域において開発を行う場合には、知事に許認可の申請が必要。また、1ヘクタールを超える宅地の造成等の行為（大規模行為）は県（知事）へ届け出が必要。環境政策課で事業予定地が該当するか確認し、該当する場合は県へ相談すること。 | 環境政策課 (県新城設楽 振興事務所 環境保全課) | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 14 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 特別保護区内での建築物その他の工作物を新築、改築、増築する場合は、国（環境大臣）または県（知事）の許可が必要です。環境政策課で事業予定地が該当するか確認し、該当する場合は県へ相談すること。 | | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 15 | 土壌汚染対策法 | 3,000㎡以上の土地の形質の変更時には届出が必要。該当する場合は県へ相談すること。 | | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物が地下にある土地として指定された区域において、土地の形質の変更をしようとする場合は、着手する日の30日前までに県（知事）へ届出が必要。環境政策課で事業予定地が該当するか確認し、該当する場合は県へ相談すること。 | | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 17 | 新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱 | 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、市に事前の届出が必要。 ※すべての関連法規制の申請・届出の前までに、太陽光発電設備新設の届出を提出すること。 50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、環境保全協定の締結が必要。 ※着手前に保全協定の内容の協議を開始し、工事完了までに協定を結ぶこと。 | 環境政策課 | 該当あり | |
| その他 | ■平成10年9月 環境庁告示第64号 ■平成24年3月 新城市告示第21号 | 騒音に係る環境基準値 都市計画区域による区分ごとに適用基準が異なるので確認すること。 | | | |
| その他 | 環境省「低周波音問題対応の手引書」 | 低周波音について参考にすること。 ・物的苦情に関する参照値 ・心身に係る苦情に関する参照値 | | | |
| その他 | 農業用水施設及び受益地 | ・圃場整備地域への影響について事前に協議が必要です。 ・農業用水施設の保全について事前に協議が必要です。 ・受益地の場合は、除外決済が必要です。 (新城地区・・・新城市土地改良区、豊川総合用水土地改良区) (新城地区のうち八名井地区・・・牟呂用水土地改良区) (作手地区・・・作手村土地改良区) | 関係土地改良区 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |

| 法規制等 | | 主な規制の概要 | 問合せ先 | チェック | 確認日 |
|----------|----------------------|---|-------------------------------------|--|-----|
| 18 | 道路法 | <p>道路区域内での建設又は一時的な占用において、事前協議及び許可が必要（施設への乗入れのために道路を改築する場合においても同様に届出が必要）。</p> <p>車両の通行制限を行う場合、道路管理者への届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道：新城市建設部土木課（土木課直通：0536-23-7638） ・一般国道及び県道：愛知県新城設楽建設事務所（代表：0536-23-5111） <p>車両制限令で定める限度を越える特殊車両の通行の際は許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新城市道のみを通行する場合は土木課に申請すること ・国道・県道・指定市の市道を通行する場合、道路を所管する道路管理者（国、県、指定市）に申請すること | 土木課 （県新城設楽建設事務所） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 19 | 河川法 | <p>河川区域内での建設又は一時的な占用において、事前協議及び許可届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省豊橋河川事務所（代表：0532-48-2111） ・愛知県新城設楽建設事務所 ・新城市建設部土木課 | 土木課 （県新城設楽建設事務所） （国交省豊橋工事事務所） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 20 | 砂防法 | 砂防指定地域内での建設は、知事の許可が必要。 | 土木課 （県新城設楽建設事務所） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 21 | 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域内での建設は、知事の許可が必要。 | 土木課 （県新城設楽建設事務所） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 22 | 地すべり等防止法 | 地滑り防止地域での建設は、知事の許可が必要。 | 土木課 （県新城設楽建設事務所） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 23 | 土砂災害防止法 | 土砂災害特別警戒区域内で特定の開発行為は、知事の許可が必要。 | 土木課 （県新城設楽建設事務所） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 24 | 新城市公共用物の管理に関する条例 | 公共用物を使用等する場合は、市長の許可が必要。 | 土木課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 25 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | 土地の所有者が以下のいずれかの要件を満たした土地を売買などにより有償で譲渡するときは、契約前に市長に届出が必要。 届出窓口は、用地開発課になりますが、要件を満たしているかの確認は関係課でお願いします。 | 用地開発課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設の区域が含まれる200㎡以上の土地 ・都市計画区域内のうち都市公園の区域が含まれる200㎡以上の土地 ・市街化区域内で5,000㎡以上の土地 | 都市計画課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内のうち道路法に基づく道路、河川法に基づく河川等の区域が含まれる200㎡以上の土地 | 土木課 | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | |
| 26 27 | 建築基準法 都市計画法 | <p>建築物・工作物に該当する場合には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の場合 →建築基準法に基づく建築確認申請が必要です。 ・市街化調整区域内の場合 →都市計画法適合のため東三河建設事務所と協議が必要です。 東三河建設事務所（建築課：0532-52-1315）豊橋市今橋町6 | 東三河建設事務所 （都市計画課） | 該当あり <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> | 月 日 |

| 法規制等 | | 主な規制の概要 | 問合せ先 | チェック | 確認日 |
|------|------------|---|------------------------------|-------------------------------|-----|
| 28 | 屋外広告物法 | 設置等に関する禁止地域、許可地域等の規制基準あり。 資源エネルギー庁のガイドラインに基づいた標識を掲示するとき、市長の許可を必要とする場合があります。 | 都市計画課 | 該当あり <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 29 | 愛知県屋外広告物条例 | | | 確認中 <input type="checkbox"/> | |
| 30 | 都市公園法 | 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合、公園管理者の許可が必要です。 | | 該当あり <input type="checkbox"/> | |
| 31 | 新城市都市公園条例 | | | 確認中 <input type="checkbox"/> | |
| 32 | 消防法 | 危険物の貯蔵及び取り扱いがある場合は、事前協議が必要。 | 消防本部 予防課 危険物係 | 該当あり <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| | | 建築物を建築する場合、又は工作物の使用方法によっては、位置、構造、及び規模により消防用設備等の設置が必要となるため事前協議が必要。 | 消防本部 予防課 予防係 | 該当あり <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 33 | 新城市火災予防条例 | 変電設備、蓄電池設備等の設置には、事前に打合せを行い、着手前の届出が必要。 | 消防署 | 該当あり <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| | | 【注意事項・記入例・届出書】は新城市ホームページ「総合サービス案内」⇒「くらし・環境」⇒申請書⇒消防・防災関係⇒火災予防条例の申請・届出にて閲覧できますので御確認ください。 | | | |
| | | 建築物を建築する場合、又は工作物の使用方法によっては、着手前の届出が必要となるため事前協議が必要。 | 消防本部 予防課 予防係 | 該当あり <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 34 | 文化財保護法 | 開発事業計画地の区域内における埋蔵文化財や史跡等の所在の有無確認が必要。 | 生涯共育課 文化財担当 【設楽原歴史資料館】 | 該当あり <input type="checkbox"/> | 月 日 |
| 35 | 愛知県文化財保護条例 | 事業計画地の範囲を示した図(住宅地図程度)と計画地住所の情報を用意し、文化財担当(設楽原歴史資料館)へ照会をお願いします。 (FAX、メール送付による照会可。口頭のみは不可。) | | | |
| 36 | 新城市文化財保護条例 | 電話・FAX: 0536-22-0673 E-mail: shitara@city.shinshiro.lg.jp | | | |